

「文の京」パブリックコメント手続要綱

平成 20 年 2 月 7 日 区長決定
19 文企広第 569 号

(目的)

第1条 この要綱は、区の基本的な計画、施策等の策定に当たり、広く区民が意見を述べる機会を設けるとともに、区の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって区民との協働による開かれた区政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 区の基本的な計画、施策、その他条例、規則、告示等(以下「計画等」という。)の策定に当たり、計画等の案を広く区民等に公表し、区民等から意見又は情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対して、区の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者
 - イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 区内に存する学校に在学する者
 - エ 区内に活動場所が存する地域活動団体及び非営利活動団体
 - オ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、計画等に利害関係を有すると認められるもの

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 区の総合的な政策に関する方針又は計画の策定又は重要な改正
- (2) 各行政分野における政策の基本方針又は計画の策定又は重要な改正
- (3) 次に掲げる条例の制定、廃止又は改正
 - ア 区政運営に関する基本的な方針又は制度を定めることを内容とするもの
 - イ 区民に義務を課し、又は権利を制限するもの
- (4) 審査基準(法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。以下同じ。)又は条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきものについて、求められた許認可等を判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)に該当するもの
- (5) 処分基準(行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分(以下「不利益処分」という。)、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)に該当するもの
- (6) 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導(執行機関等がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現す

るため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)を行うに当たり、行政指導の内容となるべき事項をいう。以下同じ。)に該当するもの

(7) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 前条第3号に掲げるもののうち、地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を定めようとするとき。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により条例の制定改廃を議会に提出するとき。
- (3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他この要綱に定める手続に準ずる手続を行うとき。
- (4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定めるパブリックコメント手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が計画等を策定するとき。
- (5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものであるとき。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて計画等の趣旨、策定に至った背景等に関する資料を公表するよう努めなければならない。
- 3 意見等の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)は、第1項の規定により計画等の案を公表した日から起算して30日以上でなければならない。ただし、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、前3項の規定は適用しない。ただし、実施機関が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 公益上、緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難なとき。
 - (2) 予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する計画等を定めようとするとき。
 - (3) 他の行政機関がパブリックコメント手続、意見公募手続等を実施して定めた政策等と実質的に同一の計画等を定めようとするとき。
 - (4) 条例の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める計画等を定めようとするとき。
 - (5) 計画等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例の規定の削除に伴い、計画等の廃止をしようとするとき。

(6) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整備その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。

(計画等の案の公表方法)

第6条 前条の規定による計画等の案の公表は、公表しようとする計画等の案及び前条第2項に規定する資料(以下「公表案等」という。)を、所管課及び行政情報センター等において閲覧等に供するとともに、区のホームページに掲載し、その実施について広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じた方法により区民等への周知を図るよう努めなければならない。

3 実施機関は、前条第1項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、意見提出期間その他意見等の提出に必要な事項を周知しなければならない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第7条 実施機関は、計画等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該計画等に関するパブリックコメント手続について予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めるものとする。

(意見等の提出方法)

第8条 第6条第3項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認めた方法

2 意見等を提出しようとする区民等は、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名等を明示するものとする。

(意見の考慮)

第9条 実施機関は、計画等を定めるに当たっては、区民等から意見提出期間内に提出された意見等を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して計画等を定めたときは、当該計画等の公布(公布をしない計画等にあつては公にする行為、議決を要する計画等にあつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画等の案の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出された意見等(提出意見がなかったときは、その旨)
- (4) 意見等に対する実施機関の考え方
- (5) 計画等の案の修正を行ったときはその内容

- 2 実施機関は、前項第3号の提出された意見等に代えて、意見等を整理し、又は要約したものを公表することができる。
- 3 実施機関は、第1項第3号及び前項の規定に基づき、意見等を公表することにより、第三者の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、意見等の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第6条第1項及び第2項の規定は、第1項に規定する公表に準用する。
- 5 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず計画等を定めないこととしたときは、その旨(別の計画等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)及び次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
 - (1) 計画等の案の題名
 - (2) 計画等の案の公表の日
- 6 実施機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画等を定めたときは、当該計画等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち計画等の趣旨については、同条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該計画等自体から明らかであるときは、この限りではない。
 - (1) 計画等の題名及び趣旨
 - (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由

(一覧表の作成等)

- 第11条 区長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の一覧表を作成し、行政情報センター及び区のホームページに掲載して公表するものとする。
- 2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 計画等の案の題名
 - (2) 計画等の案の公表の日
 - (3) 意見等の提出期限及び提出方法
 - (4) 計画等の案の入手方法及び問い合わせ先

(委任)

- 第12条 この要綱に施行について必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。